



指令廢第21号

指 定 様 式 書

松江市大輪町420番地1

社団法人 島根県浄化槽普及管理センター
会長 飯塚 紀

平成12年4月3日付けをもって申請のあった上記の者を、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により、島根県内全域において同法第7条及び第11条に係る浄化槽の水質に関する検査を行う者として指定する。

なお、この指定に係る条件については、次のとおりである。

平成12年4月10日

島根県知事 澄田信義



1. 每事業年度経過後3ヶ月以内に、その事業年度の事業報告書、収支決算書及び検査員の名簿を知事に提出しなければならないこと。
2. 知事から事業の実施に関し報告を求められたときは、速やかに報告しなければならないこと。
3. 検査業務の実施に関する規定を変更しようとする場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
4. 净化槽の維持管理が不適正であると認められる場合には、当該浄化槽の検査の記録の写しを当該地域を管轄する保健所長に送付すること。
5. 知事が、指定に係る業務に関し、その業務が適正に実施されるために必要な限度において指示を行ったときは必要な措置を執らなければならないこと。
6. 検査手数料を変更しようとする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
7. 指定に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
8. 指定の基準に適合しなくなったと認めるとき、指定の条件に違反したとき、又は指定に係る業務が適正に実施されていないと認めるときは、指定を取り消す場合があること。

島根県報

第一、一六六号
平成十二年五月二十六日
(金曜日)

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった

政治団体

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあつた政治団体

政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった

政治団体

告 示 目 次

浄化槽法第五十七条第一項の規定に基づく指定検査機関の指定

(廃棄物対策課) 一

救急病院の指定

(医療対策課) 二

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正

(農業振興課) 二

土地改良区の役員の就任及び退任

(農村整備課) 二

土地改良区の役員の退任

(農業振興課) 二

土地改良事業施行の認可

(農村整備課) 二

土地改良事業施行の同意

(農業振興課) 二

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出

(農業振興課) 二

保安林予定森林

(農業振興課) 二

指定漁船調書の縦覧

(農業振興課) 二

特定調達公告

(農業振興課) 二

財務会計及び旅費計算システムの運用管理等補助に関する業務の委託に係る随意契約の相手方等

(農業振興課) 二

教訓令

(農業振興課) 二

島根県立教育センターが実施する校内初任者研修に関する研修規程

(農業振興課) 二

六

(会計課) 二

六

(都市計画課) 二

六

(漁業管理課) 二

五

(森林整備課) 二

四

(農業振興課) 二

三

正誤

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人委規則

島根県告示第四百五十一号

平成十二年五月十六日付け島根県報第一、一六三号

中

九

九

九

八

八

七



告 示

净化槽法第五十七条第一項の規定に基づく指定検査機関の指定(昭和六十一年島根県告示五百九十一号及び昭和六十二年島根県告示第七百八十五号)は廃止する。

平成十二年五月二十六日

島根県知事 澄田信義

島根県知事 澄田信義

名 称

所 在 地

認 定 期 間

津和野共存病院	鹿足郡津和野町大字森村口 一四一一番地	平成十二年六月一日から平成十五年五月三十一日まで
---------	------------------------	--------------------------

- 一 指定検査機関の所在地、名称及び代表者の氏名
松江市大輪町四百二十番地の一
社団法人 島根県浄化槽普及管理センター
会長 飯塚 紀
- 二 指定検査機関が検査業務を行う地域
島根県全域

三 検査の手数料

浄化槽の処理対象人員(単位人)	七条検査手数料の額	十一条検査手数料の額
一一〇以下	九、五〇〇円	四、五〇〇円
一二以上五〇以下	一〇、五〇〇円	五、五〇〇円
五一以上一〇〇以下	一一、五〇〇円	七、〇〇〇円
一一〇以上三〇〇以下	一五、五〇〇円	一一、〇〇〇円
三〇一以上五〇〇以下	一九、五〇〇円	一五、〇〇〇円
五〇一以上	二〇、五〇〇円	一六、〇〇〇円

四 指定をした年月日及び検査業務の開始年月日

指定年月日 平成十二年四月十日
検査開始年月日 平成十二年四月十日

島根県告示第四百五十二号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院に該当すると認めたので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十二年五月二十六日

る。

島根県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

1 この告示は、平成十二年五月二十六日から施行する。
2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十二年四月二十一日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県知事 澄田信義

大原郡大東町土地改良区